

屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

市では、高齢者のみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、業者等にお願いした屋根の雪下ろしの費用の一部を助成します。

【対象世帯】

- ①高齢者のみの世帯
 - ・65歳以上のかたのみで構成されている世帯（年齢は平成29年3月31日現在の年齢とします）
- ②障がいのあるかたのみの世帯
 - ・身体障害者手帳1級・2級・3級（3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る）、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたのみの世帯
- ③母子世帯
 - ・子どもが18歳未満の母子世帯
- ④その他市長が特に必要と認める世帯

※今年度から、精神障害者保健福祉手帳1級のかたも対象となります。

上のいずれかの要件に該当する世帯で、
下の要件すべてに該当する世帯が対象です

- 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住
- 同一の建物に居住する全員が当該年度の市民税非課税
- 生活保護世帯でないこと

【助成額】

屋根の雪下ろし費用の2分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）

市が豪雪対策本部を設置（積雪1メートル超）した場合

- ◆非課税世帯は、助成上限額を50,000円に引き上げ
- ◆課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1（上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能）を助成

【申請の流れ】

助成申請に当たっては、制度の対象者であることを確認するため、事前登録が必要です。

詳しくは、裏面の「申請の流れ」をご覧ください。

※課税世帯も事前登録が必要です。事前登録は豪雪対策本部設置前から可能です。

【申請窓口】 ※土・日・祝日及び閉庁日は受付していません。

本庁舎第一庁舎 2階 健康福祉政策課

浪岡庁舎 1階 健康福祉課

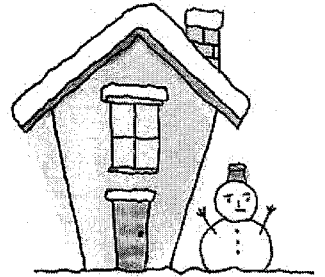
【申請期間】 平成28年11月16日（水）から平成29年3月31日（金）まで

【申請に必要なもの】

▼事前登録申請

- ・事前登録申請書（市ホームページからダウンロードできます）
- ・印鑑（認印） ・障がい者手帳（お持ちのかた）

※お住まいの建物に生計が別の同居者がいる場合は、同居者の課税状況の確認のための同意が必要となりますので、「事前登録申請書」の裏面に、同居者の「氏名」「住所」を記載し押印の上、提出してください。



▼助成金の交付申請

- ・助成申請書（事前登録で対象決定となった場合に郵送します。）
- ・申請者本人の口座情報がわかるもの
- ・屋根の雪下ろしに要した費用の領収書の写し
- ・雪下ろし前後の写真

【助成対象となる雪下ろし業者等】

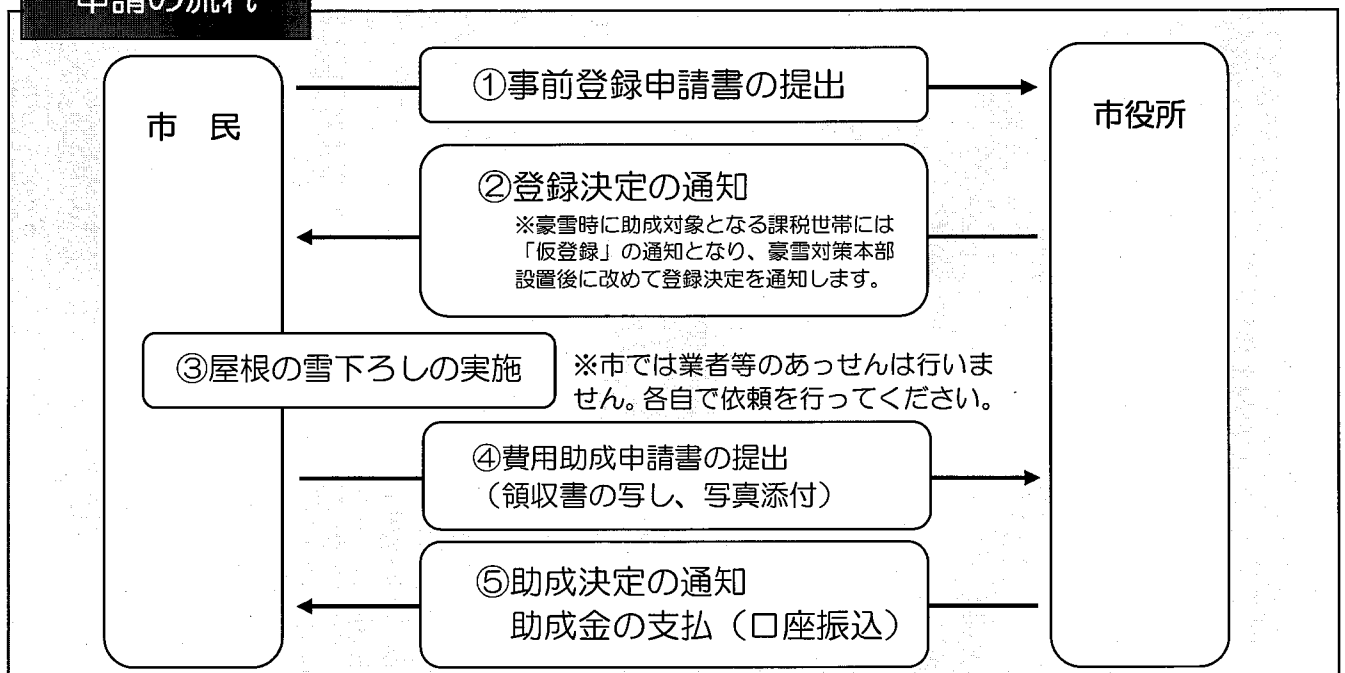
事業者、団体、個人となります。ただし、個人のうち「親族」が実施した場合は助成対象外です。

【費用助成の対象外】

次の項目に該当する場合は、助成の対象外となります。

- ・間口除雪の費用
- ・個人のうち、親族が実施した屋根の雪下ろし費用
- ・居住していない建物の屋根の雪下ろし費用（空き家、店舗）
- ・車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用

申請の流れ



<お問い合わせ>

健康福祉政策課 電話 017-734-5313
浪岡事務所健康福祉課 電話 0172-62-1134

<郵送申請の提出先>

〒030-8555 青森市中央1-22-5
青森市役所 健康福祉政策課 宛